

平成 23 年 10 月 19 日

公正取引委員会からの事前通知について

日本トイザラス株式会社は、本日、公正取引委員会より優越的地位の濫用を理由とする排除措置命令および課徴金納付命令に関する事前通知を受け取りました。

当社はグローバル企業として、事業を展開する全ての国と地域において法令遵守の精神を重視しております。昨年 9 月の公正取引委員会による立入検査以来、当社は同委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

当社では、お取引先様とは常に相互に利益を得る良好な関係を構築することで、お客様にご満足いただける商品とサービスをご提供することを鉄則としております。従いまして、当社が優越的地位を有していたという認識は全くなく、また、取引上の地位を意図的に不当に利用するような行為も全くなかったとの認識でおります。

当社は、日本で事業を開始してから 20 年余りが経ちますが、今日もなお日本市場における事業の成長と雇用の創出に力を注いでおります。当社は引き続き日本国内の製造業者様から製品を仕入れ、そうした日本の製品を世界各国の店舗を通じて新たな市場へ送り出すことにも力を尽くしていく所存です。お取引先様にはこれまでのご協力に心より感謝いたしますとともに、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

当社は、事前通知を受けた事実を真摯に受け止めており、内容を慎重に検討した上で今後の対応を決定する所存でおります。

日本トイザラス株式会社